

■ 現行計画の取り組み状況および実施にあたっての課題等

資料5

取り組み項目		具体的な取り組み内容					実施にあたっての課題等		
基本目標1 高齢者の心身の状況やニーズに応じた多様な住まいの確保									
1. 高齢者向け賃貸住宅や高齢者向け施設等の供給促進									
(1) 高齢者向け賃貸住宅の供給									
市営住宅における取り組み ・建替え・住戸改善における市営住宅のユニバーサルデザイン化		高齢者向け市営住宅については、平成5年以降、建替えや住戸改善により、住戸内の段差解消や手すり設置等の高齢者向け仕様に整備している。		【市営住宅のユニバーサルデザイン化(バリアフリー化率)】			特になし		
				年度	H25	H26	H27	H28	
				バリアフリー化率	26%	29%	31%	33%	
				年度末時点					
民間賃貸住宅における取り組み ・サービス付き高齢者向け住宅登録制度の供給促進のための取り組み		・サービス付き高齢者向け住宅の登録を促進するため、事業者に対して国の補助制度及び登録制度の周知・啓発を行うとともに、高齢者への登録住宅の情報提供を行った。 ・サービス付き高齢者向け住宅の登録を希望する事業者と随時協議を行い、登録を推進するとともに、平成28年度から登録の更新時期を迎えた住宅の事業者に対し、更新を促した。		【サービス付き高齢者向け住宅の登録状況】			新規登録件数が減少傾向にあるため、引き続き、民間事業者に対し、登録制度及び登録を前提とする国の建設費補助制度等を広報・周知することにより、高齢者向け住宅の供給を促進する必要がある。 また、高齢者の安定した居住の継続に向け、登録住宅の適正な維持・管理等について事業者への助言・指導とともに、必要に応じて報告徴収や立ち入り検査等を実施する必要がある。		
				年度	新規登録		累計登録		
					件数	戸数	件数	戸数	
				H25	13	574	53	2,424	
				H26	4	118	57	2,542	
				H27	5	234	62	2,776	
				H28	2	48	64	2,824	
				各年度の登録数はH29.11末時点のもの					
(2) 高齢者施設等の整備促進									
・特別養護老人ホームの適正配置と質の確保		特別養護老人ホームについては、入所申込者へのアンケート調査の結果や入退所の状況等を踏まえ、必要数を整備している。また、実地指導や市主催の研修の実施などにより、質の向上に努めている。		【特別養護老人ホーム整備実績(総数)】			高齢者数の増加に伴い、認知症高齢者数や単身高齢者数は今後も増加が見込まれており、また、高齢者実態調査によると、高齢者の5割以上、介護者の6割は住み慣れた在宅での生活や介護を希望している。 このような現状を踏まえると、夜間や緊急時に対応でき、通い・泊り・見守り等の対応が可能なサービスの拡充が必要であり、一方で、入所・居住系ニーズへの適切な対応も必要であることから、きめ細かでバランスの取れた介護基盤の整備を行うことが求められている。また、住み慣れた自宅や介護施設等、本人や家族が望む場所で看取り介護を行うことができる体制を確保する必要がある。		
				年度	H25	H26	H27	H28	
				実績(人分)	4,797	5,126	5,341	5,641	
・認知症対応型共同生活介護(グループホーム)の整備推進		認知症対応型共同生活介護(グループホーム)については、高齢者人口の増加に合わせて、日常生活圏域ごとに高齢者人口に対する整備率が低い圏域を優先しながら整備している。		【グループホーム整備実績(総数)】					
				年度	H25	H26	H27	H28	
				実績(人分)	1,687	1,777	1,921	1,975	
・様々なニーズに応じた介護基盤の整備		特別養護老人ホームやグループホームのほか、24時間365日の在宅生活を支援する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護は重要であるため、整備促進を図っている。							
2. 高齢者が居住する既存住宅のバリアフリー化の促進									
(1) 身体機能の低下に適切に対応した居住環境の整備に向けた支援									
・住宅改造に関する相談体制の充実		住宅改造相談センターを開設し、住宅改造の方法や助成制度などに関する相談を実施している。		【住宅改造相談センターにおける相談件数】			特になし		
				年度	H25	H26	H27	H28	
				相談件数	2,776	2,449	2,346	2,089	
・住宅改造費用の助成		身体機能が低下した高齢者のいる世帯に対し、住宅を居住に適するように改造する場合、改造費用の一部を助成(上限30万円)する「住宅改造助成」を実施している。		【住宅改造助成件数】			・住宅改造助成については、介護保険制度の住宅改修において、軽度者を対象外とする改正案が議論されているため、国の動向を注視する必要がある。		
				年度	H25	H26	H27	H28	
				助成件数	172	144	115	145	
・住宅改造知識の普及や制度利用広報		・住宅改造相談センターにて住宅改造の方法や助成制度などに関する情報提供を実施している。 ・介護実習普及センターを開設し、住宅改造のモデルルームの展示等を実施している。					・介護実習普及センター、住宅改造相談センターは平成26年度に、平成27年度の委託法人を公募し、介護実習普及センター運営委員会において、選定を行い、3年を目途に契約更新を可能とした。平成31年度以降の事業について検討を行う必要がある。		
(2) 市営住宅における居住環境に改善									
市営住宅のユニバーサルデザイン化の推進 ・手すりの共用部分のユニバーサルデザイン化		既存市営住宅の共用階段に設置されていない手すりを、平成24年度から設置し、平成27年度に設置完了している。 今後、外部から住戸や集会所の玄関に至る通路の段差解消等を行っていく。		【市営住宅における手すり設置の実績】			段差解消のために設置するスロープは、敷地形状により設置できない場合がある。		
				年度	H25	H26	H27		
				棟数	31	25	25		
				(設置完了)					
市営住宅における高齢者等の住替え促進 ・低層階への住替え促進		エレベーターがない上層階に居住する高齢者世帯など一定の要件を満たす場合に、空家住戸の中から住替え先を斡旋する住替え制度を行っている。 住替え制度では、同一住宅での住替えを基本としているが、平成24年に基準の緩和を行い、エレベーターがある他の住戸も斡旋できるようにしたことにより、長期的な住替え待機者はほぼ解消されている。 また、空家住戸への住替え制度を補完する制度として、若年で健康などに特に配慮を必要としない世帯に対して、他の住戸へ転居の協力をお願いした上で移転先を確保する高齢者等住替え促進事業を行った。					高齢者等住替え促進事業において、住替え協力者の対象となる1階に居住する若年世帯が非常に少ない。		

■ 現行計画の取り組み状況および実施にあたっての課題等

資料5

取り組み項目	具体的な取り組み内容				実施にあたっての課題等																																									
基本目標2 高齢者の住まいへの入居支援の充実																																														
1. 民間賃貸住宅における高齢者の入居支援																																														
(1) 住宅の情報提供や相談体制に充実																																														
高齢者住宅相談支援事業における民間賃貸住宅等の情報提供 ・高齢者住宅相談支援事業の実施	民間賃貸住宅等を探す高齢者に対して、本人の生活状態や住宅の希望等を聞いたうえで、それぞれの状況に応じた住宅及び生活支援サービス等に関する情報を提供した。 また、平成26年10月からは、緊急連絡先や保証人が確保できない高齢者に対して、「支援団体」が実施する見守りや死後事務等の入居支援・生活支援サービスをコーディネートし、高齢者の入居に協力する「協力店」へ紹介を行い、高齢者の住替えを支援する「福岡市高齢者住まい・生活支援モデル事業」を新たに開始した。	【高齢者住宅相談の実績】 <table><tr><th>年度</th><th>相談件数</th><th>成約件数</th></tr><tr><td>H25</td><td>183</td><td>10</td></tr><tr><td>H26</td><td>248</td><td>16</td></tr><tr><td>H27</td><td>232</td><td>64</td></tr><tr><td>H28</td><td>112</td><td>58</td></tr></table> 平成26年度以降は「高齢者住まい・生活支援モデル事業」			年度	相談件数	成約件数	H25	183	10	H26	248	16	H27	232	64	H28	112	58	「高齢者住まい・生活支援モデル事業」のモデル期間（H26～28年度）の終了に伴い、平成29年度からは、「高齢者住宅相談支援事業」と「高齢者住まい・生活支援モデル事業」を「住まいサポートふくおか」に統合し、福岡市居住支援協議会の事業と位置付け実施している。																										
年度	相談件数	成約件数																																												
H25	183	10																																												
H26	248	16																																												
H27	232	64																																												
H28	112	58																																												
民間賃貸住宅事業者と連携した高齢者向け住宅の情報提供 ・高齢者入居支援賃貸住宅の表示	高齢者向け住宅の情報を容易に入手できるように、福岡県宅地建物取引業協会のHP「ふれんず」において、高齢者であることを理由に入居を拒まない住宅である「高齢者入居支援賃貸住宅」の物件の検索をできるように設定している。																																													
(2) 高齢者の入居阻害要因に対応するための取り組み ・福岡市居住支援協議会の取り組み	住宅確保要配慮者の状況及び民間賃貸住宅市場の動向に関する情報を共有するとともに、民間賃貸住宅を活用した住宅確保要配慮者の円滑入居支援策の効果的な推進を図るため、賃貸住宅事業者、居住支援団体及び市で構成する「居住支援協議会」を設置し、高齢者の民間賃貸住宅への円滑入居に向けた支援策の検討等を行っている。	【居住支援協議会での検討を踏まえ実施した入居支援策】 ・高齢者住宅相談支援事業 ・高齢者入居支援賃貸住宅 ・高齢者住まい・生活支援モデル事業																																												
2. 公的賃貸住宅における高齢者の入居支援																																														
(1) 市営住宅における高齢者の入居支援																																														
定期募集における高齢者世帯の優遇 ・「倍率優遇方式」と「戸数枠設定方式」の入居者募集の実施	定期募集の抽選方式において、高齢者世帯に対して、一般世帯より抽選番号を多く割り振る抽選優遇の実施や一般世帯とは別枠での募集を実施している。	【市営住宅の別枠募集の実施状況】 <table><tr><th rowspan="2">年度</th><th colspan="3">高齢者・身体障がい者世帯</th><th colspan="3">高齢者・身体障がい単身世帯</th></tr><tr><th>募集戸数</th><th>応募者数</th><th>応募倍率</th><th>募集戸数</th><th>応募者数</th><th>応募倍率</th></tr><tr><td>H25</td><td>14</td><td>72</td><td>5.14</td><td>56</td><td>2,075</td><td>37.05</td></tr><tr><td>H26</td><td>20</td><td>55</td><td>2.75</td><td>58</td><td>1,681</td><td>28.98</td></tr><tr><td>H27</td><td>34</td><td>105</td><td>3.09</td><td>40</td><td>1,571</td><td>39.28</td></tr><tr><td>H28</td><td>20</td><td>62</td><td>3.10</td><td>47</td><td>1,530</td><td>32.55</td></tr></table>			年度	高齢者・身体障がい者世帯			高齢者・身体障がい単身世帯			募集戸数	応募者数	応募倍率	募集戸数	応募者数	応募倍率	H25	14	72	5.14	56	2,075	37.05	H26	20	55	2.75	58	1,681	28.98	H27	34	105	3.09	40	1,571	39.28	H28	20	62	3.10	47	1,530	32.55	定期募集（抽選方式）において、別枠募集の高齢者・身体障がい者単身世帯の応募倍率が他の募集区分に比べて高い。
年度	高齢者・身体障がい者世帯			高齢者・身体障がい単身世帯																																										
	募集戸数	応募者数	応募倍率	募集戸数	応募者数	応募倍率																																								
H25	14	72	5.14	56	2,075	37.05																																								
H26	20	55	2.75	58	1,681	28.98																																								
H27	34	105	3.09	40	1,571	39.28																																								
H28	20	62	3.10	47	1,530	32.55																																								
随時募集制度における高齢者世帯の優遇 ・「随時募集制度」の入居者募集の実施	随時募集において、高齢者世帯を申込み要件のひとつとしている。	【随時募集制度によるあっせん件数】 <table><tr><th>年度</th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th></tr><tr><td>あっせん件数</td><td>68</td><td>39</td><td>39</td><td>50</td></tr></table> あっせん件数には高齢者世帯以外の世帯も含む			年度	H25	H26	H27	H28	あっせん件数	68	39	39	50																																
年度	H25	H26	H27	H28																																										
あっせん件数	68	39	39	50																																										
ポイント方式における高齢者世帯の優遇 ・「ポイント方式」の入居者募集の実施	住宅の状況についてポイント化し、合計ポイントの高い世帯から優先的に入居を決定するポイント方式で、高齢者世帯の世帯属性に応じて優遇する制度を実施している。	【ポイント方式によるあっせん件数】 <table><tr><th>年度</th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th></tr><tr><td>あっせん件数</td><td>29</td><td>23</td><td>23</td><td>21</td></tr></table> あっせん件数には高齢者世帯以外の世帯も含む			年度	H25	H26	H27	H28	あっせん件数	29	23	23	21																																
年度	H25	H26	H27	H28																																										
あっせん件数	29	23	23	21																																										
(2) 公的賃貸住宅団地内へ的高齢者福祉施設の誘致等の促進 ・公的賃貸住宅団地内へ的高齢者福祉施設等の誘致促進	大規模な市営住宅建替えの際に創出された将来活用地については、まちづくりの視点から、高齢者福祉施設を誘導するなど、地域の課題解決や利便性の向上に資する活用に努めている。 【別枠募集の実施状況】 月限住宅の将来活用地 平成22年度に事業提案公募を行い、事業予定者を決定。平成24年度に病院や介護施設等がオープンした。 拾六町住宅の将来活用地 平成23年度に2か所の将来活用地の事業提案公募を行い、1か所の事業予定者が決定。平成26年度に特別養護老人ホームやデイサービス等がオープンした。 また、上記の事業提案公募で事業予定者が決まらなかった将来活用地について、平成28年度に公募条件等の見直しを行い、平成29年度再公募。建築物の用途の条件に、福祉関連施設や高齢者向け住宅を設定している。 ＜参考＞ UR都市機構における取り組み ○ 地域医療福祉拠点化 少子高齢化への対応、地域包括ケアシステムの構築に資するため、UR賃貸住宅団地を"地域の資源"として活用し。地域に必要な住宅・施設・サービスの整備を推進。（市内の対象団地：長住団地、原団地、アーベインルネス若久・若久団地） ○ 若久団地団地再生事業 若久団地の建替にあたり、民間事業者等と連携をとりながら、住宅ニーズの多様化への対応や医療・福祉関連施設の誘導を図っている。				特になし																																									

■ 現行計画の取り組み状況および実施にあたっての課題等

資料5

取り組み項目		具体的な取り組み内容		実施にあたっての課題等													
基本目標3在宅で安心して暮らせる支援体制の構築																	
1. 地域包括ケアの推進		○福岡市地域包括ケアシステム検討会議等による検討(平成24～26年度) ・平成24年度:福岡市地域包括ケアシステム検討会議・専門部会設置 ・平成25～26年度:モデル事業実施 医療介護の連携強化モデル事業:病院の退院調整部門担当者への聞き取り...86か所, 「福岡市退院時連携の基本的な進め方の手引き」作成 高齢者地域支援モデル事業:地域で高齢者を支える仕組みづくりのための意見交換等...19校区にて実施 ○福岡市在宅医療協議会による検討(平成25年度～) ○福岡市地域包括ケアアクションプラン策定(平成26年度) ○地域ケア会議設置(平成27年度～)・市、区、概ね中学校区、小学校区、個別の5階層において会議開催...1,065回開催 ○医療と介護の連携体制づくり(平成27年度～) ・多職種連携研修会...39回実施 ・地域包括ケアプラットフォームの開発 ・社会資源情報ブック作成 ・専門職の地域包括ケアの「理解促進講座」「実践促進講座」...3回実施 ・「福岡市退院時連携の基本的な進め方の手引き」周知・啓発...3,419部配布 ・認知症初期集中支援チームの施行 ・認知症ハンドブックの作成、配布...6,402部配布 ○市民啓発(平成27年度～) ・在宅医療に関する市民啓発...13回実施 ・働き盛り世代向けの介護講座...12回実施		【地域包括ケア全体にかかる課題】 福岡市は人口150万という大都市であり、都市部、農漁村部、住宅密集地など地域特性が様々である。高齢化の進展状況や医療機関や高齢者関連施設など、高齢者の暮らしにかかわる社会資源の種類や量も様々であり、地域包括ケアは、このような特性に対応したものとなるよう作りあげていくことが必要であり、今後は、医療・介護・福祉関係者だけでなく多様な主体の参画を促進することで各方面からのアプローチによる取組の充実を図っていく必要がある。 【区地域ケア会議から出された「住まい」に関する課題】 高齢者が住める賃貸物件の充実 身元保証人や緊急連絡先のない高齢者は賃貸物件への入居が難しい状況がある。 マンション居住者支援(安否確認等)における、管理会社、管理人等との連携 都心部では、オートロックマンションに居住している高齢者が多く、平常時から管理人等と連携した見守り体制構築が必要。(地域包括支援センター職員が複数回訪問することで、管理人と連携した見守り体制を構築している建物もある。) 公営の集合住宅における高齢化についての対応 子世代が就職で転居し、高齢化した親世代のみ居住し続けている世帯が増えている。 公営集合住宅が多数を占める校区では、地域活動の担い手が少なくなっている。													
2. 高齢者保健福祉施策の総合的な推進																	
(1) 要援護高齢者の総合支援の充実																	
在宅生活支援の充実 ・在宅支援サービスの提供 ・適切な介護予防サービスの提供		要介護者が在宅生活をより快適に過ごせるよう、介護保険事業に加え、寝たきりなどによりおむつが必要な人におむつ費用を助成する「おむつサービス」、介護者の急な入院などで介護保険の上限を超えてショートステイを利用する場合の費用を助成する「あんしんショートステイ」などの事業を通じ、高齢者の自立助長や家族介護者の負担軽減を図っている。 また、ひとり暮らしの高齢者等を対象として、急病や事故などの際に受信センターに通報できる「緊急通報システム」や、電話による安否確認を行う声の訪問などによる見守りも実施している。		要介護者が、住み慣れた地域で安心して生活を続けることができるよう、実施方法やサービス内容について検討を行い、要介護者のニーズや介護の状態に応じたサービスを提供する必要がある。													
認知症高齢者の支援体制の充実 ・認知症総合対策支援事業		【認知症初期集中支援推進事業】 平成28年度は事業の試行実施をし、事業スキーム等について検討実施。平成29年度は、初期集中支援チームを2つの区にモデル配置し、支援の対象者の把握方法や支援内容を検討するほか、本格実施に向けた関係機関との協議、実施マニュアルづくりなどを実施。 【認知症地域支援・ケア向上事業】 福岡市では、認知症地域支援推進員を1名本庁に配属し、各区保健福祉センター、地域包括支援センター、認知症疾患医療センターのほか、地域における認知症の人を支援する関係者との連携を図る取り組みを行っている。また、各区では、医療・介護・生活支援を行うサービスの連携を図ることを目的として、認知症の人と家族を支援する専門職間のネットワークづくり及び多職種間の連絡会や事例検討会に取り組んでいる。		【認知症初期集中支援推進事業】 引き続き、初期集中支援推進事業の支援の対象者の把握方法や支援内容についての検討と整理が必要。 【認知症地域支援・ケア向上事業】 専門職間の連携体制は整ってきているが、今後は専門職だけではなく、地域住民に対する認知症施策の意識向上と共通理解のための取り組みも必要。													
認知症サポーター養成事業		・地域や小中学校、企業や職域等、様々な対象者に認知症サポーター養成講座を実施しており、平成29年3月末時点で76,897人の方が認知症サポーターになっている。認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバン・メイトの養成研修も実施しており、平成29年3月末時点で1,014人の方がキャラバン・メイトとなっている。 ・認知症サポーター養成講座のほかにも、各区において認知症についての講演会を開催等により、認知症に関する正しい知識の普及啓発を実施。 ・認知症の人やその家族等の状況に応じた適切なケアの流れを示すツールを作成・配布		認知症の人や家族を支える役に立ちたいと考える意欲的な認知症サポーターに対して、認知症についてより深く学び、認知症サポーターとして具体的に考えることができる機会を提供していく必要がある。													
認知症高齢者家族やすらぎ支援事業		・認知症高齢者を自宅で介護する家族が、外出する時や介護疲れで休息が必要な時に、認知症高齢者の介護経験等があるボランティア(やすらぎ支援員)が認知症の人の居宅を訪問し、介護家族の身体的及び精神的負担軽減を図る事業を実施。 ・やすらぎ支援員の養成研修を年4回実施し、認知症に関する情報や介護などに関する知識を身に着ける研修と支援員同士の意見交換等を行っている。		認知症高齢者数に比べて利用者数が少ない。													
徘徊高齢者等ネットワーク事業		・行方不明になった認知症の人の早期発見・保護や、介護者の負担軽減につながるよう、 認知症高齢者の「登録制度」 行方不明になった認知症高齢者に対し「認知症高齢者捜してメール事業」 「認知症高齢者検索システム」によるネットワーク事業を実施。	【探してメール等登録状況】 <table><tr><th colspan="2">項目(平成28年度末時点)</th></tr><tr><td>登録制度登録者数</td><td>1,047</td></tr><tr><td>捜してメール対象者登録状況</td><td>829</td></tr><tr><td>捜してメール協力サポーター等登録:協力事業者</td><td>911</td></tr><tr><td>捜してメール協力サポーター等登録:協力サポーター</td><td>5,682</td></tr><tr><td>検索システム登録者数</td><td>45</td></tr></table>	項目(平成28年度末時点)		登録制度登録者数	1,047	捜してメール対象者登録状況	829	捜してメール協力サポーター等登録:協力事業者	911	捜してメール協力サポーター等登録:協力サポーター	5,682	検索システム登録者数	45	行方不明になった認知症高齢者の発見・保護については、現時点では主に介護者・関係者による搜索や通行人による警察への通報・保護が主な方法となっているため、協力サポーター等からの協力・事業の周知を図るとともに、警察と連携し、介護家族等の負担軽減や行方不明になった認知症高齢者等の早期発見・保護に努める必要がある。	
項目(平成28年度末時点)																	
登録制度登録者数	1,047																
捜してメール対象者登録状況	829																
捜してメール協力サポーター等登録:協力事業者	911																
捜してメール協力サポーター等登録:協力サポーター	5,682																
検索システム登録者数	45																

■ 現行計画の取り組み状況および実施にあたっての課題等

資料5

取り組み項目		具体的な取り組み内容					実施にあたっての課題等	
	高齢者の権利擁護に向けた総合的な取り組み ・日常生活自立支援事業	判断能力の低下した高齢者や障がい者などが地域において自立した生活が送れるよう、社会福祉協議会において、利用者との契約に基づく日常的金銭管理や福祉サービスの利用援助等を実施。	【日常生活自立支援事業の契約状況】					契約者数や複合的な課題を抱えた事例などが増加していることなどから、実施体制の整備や関係機関との連携強化を図る必要がある。
			年度	契約者数				
				合計	高齢者	知的障がい者	精神障がい者	その他
			H25	493	283	89	119	2
			H26	451	246	85	118	2
			H27	508	264	89	153	2
			H28	511	259	92	158	2
	・成年後見制度の広報・普及・支援体制の強化	【成年後見制度利用支援事業】 認知症高齢者など自分自身の権利を守ることが十分でない人の財産管理や身上監護を支援する制度である成年後見制度の普及のために広報活動を行うとともに、身寄りのない認知症高齢者が成年後見人等による支援を受けることができるよう、市長が後見開始等の申立を行うとともに、必要な場合、申立費用及び後見人等報酬の助成行う。 普及啓発事業 後見開始等の市長申立 後見人報酬等助成事業	【成年後見制度利用支援事業】					【成年後見制度利用支援事業】 平成28年5月に成年後見制度利用促進法が施行され、さらに平成29年3月に成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定された。国の計画において、中核機関となる成年後見センターの整備等による権利擁護支援の地域ネットワーク構築が定められている。福岡市においては、福岡市（各区地域保健福祉課）、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等がそれぞれに成年後見制度利用の窓口を設けていることから、関係機関と情報交換を行いながら、福岡市における地域ネットワークのあり方について検討を進めている。
			年度	市長申立件数	報酬助成			
				件数	金額			
			H21	9				
			H22	30	2	566千円		
			H23	17	8	1,618千円		
			H24	17	7	1,619千円		
			H25	19	8	1,714千円		
			H26	19	9	1,992千円		
			H27	35	4	1,214千円		
			H28	28	11	2,716千円		
	・市民後見人の育成（市民後見人養成事業）	【市民後見人養成事業】 認知症高齢者等の増加に伴う成年後見人の新たな担い手として、親族や専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）ではない市民が後見人として活動するために必要な養成研修を実施。現在、修了者は、家庭裁判所から後見人として単独で受任するのではなく、福岡市社会福祉協議会が家庭裁判所から法人後見人として選任された事案の実務担当者として活動している（市民参加型後見人）。	【市民後見人養成事業の実績】					【市民後見人養成事業】 後見人等は、法的な権限を持って高齢者本人の意思決定の支援や身上監護を行うことからその責任は重く、また、後見人による財産の流用等の不正も増加していることもあり、市民が単独で家庭裁判所からの後見人等として選任を受け、後見業務に従事することは、そのバックアップの仕組みの整備など多くの課題がある。
				応募者数	受講者数	修了者数	市民参加型後見人登録者数	
			H24	168	50	48	45	
			H25	64	50	47	88	
			H26	-	70	64	84	
			H27	-	56	52	49	
			H28	-	49	40	49	
				法人後見業務従事者数（累計）		法人後見業務従事案件数（累計）		
			H24	-		-		
			H25	17		18		
			H26	31		32		
			H27	37		34		
			H28	40		45		

3. 地域生活支援体制の充実

(1) いきいきセンターふくおか（地域包括支援センター）における高齢者支援の取り組み		
・地域包括支援センターの相談体制・支援体制の強化	・平成27年4月に、これまでの39か所から、概ね中学校単位となる57か所へ増設し、土曜日開所の開始など、高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるよう、体制強化に努めている。また、増設に加え、平成27年度より地域の介護予防の取組を進める職員を22か所にモデル的に配置し、圏域の高齢者からの相談傾向や介護サービス利用状況、地域での自主的な健康づくり活動を把握することを通して、地域の高齢者を介護予防の取組につなげている。 ・相談体制強化を図るため、高齢者人口増加に伴う職員の増員。 国が定めるセンターの職員配置基準 高齢者人口 3,000人 ～ 6,000人未満 3人体制（3職種を配置） 高齢者人口 6,000人以上8,000人未満 4人体制 高齢者人口 8,000人以上10,000人未満 5人体制 上記職員配置基準を踏まえ、平成25年度職員数151人、平成26年度職員数156人となっている。 平成27年度は、センター増設に伴い31人増員となり、職員数は187人。 平成28年度は、2人増員し職員数は189人。 ・相談対応スキルの向上のため、センター間での情報交換や事例検討会等を開催。	・増設から2年が経過し、高齢者の居住形態や医療機関等の社会資源の有無などの地域特性により、各センターの相談件数や内容等に差異がでており、高齢者人口以外の職員配置基準の検討も必要となってきた。 ・高齢者本人やその家族が抱える複雑化した課題に対応するためには、個別相談対応の経験のほか、様々な知識が必要となっている。 ・多様化する課題を解決するために、多職種や複数の専門機関などとのネットワークを構築する力が必要となっている。
・地域包括支援センターの周知	地域包括支援センターの周知については、市の発行物への掲載を行うとともに、各区地域保健福祉課や各センターが地域活動等において、パンフレットの配布や講話等を行っている。	

■ 現行計画の取り組み状況および実施にあたっての課題等

資料5

取り組み項目		具体的な取り組み内容						実施にあたっての課題等	
(2) 地域における高齢者の日常的な見守り等に向けた取り組み									
・地域ネットワーク体制の構築(ふれあいサロン)	社会福祉協議会において、ふれあいサロンの新規立ち上げや介護予防機能の強化等地域の実情に応じた働きかけ等を実施。	【ふれあいサロンの利用者数】						参加者の固定化やボランティアの高齢化が課題となっており、新規参加者の受け入れや後継者の育成を行っていく必要がある。	
		年度	H25	H26	H27	H28			
		利用者数	7,980	8,915	8,687	9,909			
・地域ネットワーク体制の構築(ふれあいネットワーク)	社会福祉協議会において、ふれあいネットワークの新規立ち上げや活動の更なる拡充に向けた支援のほか、ネットワークに着目した、「ご近所お助け隊支援事業」(H29年度開始)を実施。	【ご近所お助け隊支援事業における見守り対象世帯数】						担い手の高齢化や固定化が進んでおり、新たな担い手の確保に取り組む必要がある。	
		年度	H25	H26	H27	H28			
		世帯数	31,632	35,108	36,131	38,934			
・地域ネットワーク体制の構築(安心情報キット配布事業)	ひとり暮らしの高齢者や障がい者など、地域での見守りや災害時の支援が必要な方へ、緊急時や災害時の万一の備えとなる安心情報キットを配布する。 平成27年度より、市の委託事業から、社会福祉協議会の自主事業へと位置づけ、市も連携して実施。	【安心情報キット配布事業・キット配布世帯数】						事業開始から経年しており、事業の周知や情報の維持更新等が課題。	
		年度	H24	H25	H26	H27	H28		
		世帯数	30,658	5,793	2,343	2,059	911		